

資 料

資料

1 関係法令と代表的な判例

各章でも触れられている広報に関連する法律や権利の目的・内容等を簡単に紹介する。

(1) 著作権法

知的財産権の一つ。著作物を利用する際に関係してくる。

【目的】この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。(第1条)

(2) 著作隣接権

著作権の一つで、著作権法第4章に記載されている。著作物を利用する際には、著作者だけでなく、隣接権もかかわっているか注意する。

【内容】著作者ではないが、著作物を世の中に公表することに重要な役割をする者が持つ権利である。例えば演劇を上演する際の演出家や俳優、アーティストの音楽をCDとして販売するレコード会社、著作物を放映する放送事業者などがある。それらの事業者の権利とその範囲を示している。

(3) 肖像権

具体的な法令はない。パブリシティ権の一つと考える。写真の撮影などの際に関係してくる。

【内容】自分の姿形の写真や画像等を、本人の承諾なしに無断で撮影されたり公開や利用をされたりすることのないように主張する権利。法律上の規定はないが、日本国憲法第13条の「個人の尊重」が考え方の中心として挙げられ、肖像権を侵害した場合、民法第709条(不法行為)や第710条(精神的な損害の賠償)が適用されることがある。

また、著名人やタレントなどであれば、同時に財産権の侵害も考えられる。

【参考】日本国憲法第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対す

る国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【判例】最高裁平成15(受)281号 損害賠償請求事件(肖像権侵害)

ある訴訟裁判で、週刊誌の記者が被告人の写真を、裁判所の許可や本人の承諾もなく法廷内に隠しカメラを持ち込み、報道目的で撮影した行為が不法行為とされた事例。

人はみだりに自己の容ぼうを撮影されないということについては、例え刑事事件の被告人であっても、公益に沿った目的とはいええない報道であれば、肖像権の侵害となる。

(4) パブリシティ権

具体的な法令はない。著名人の写真などを利用する際は、配慮しなければならない。

【内容】著名人の氏名や肖像の利用により顧客吸引力などの経済的価値が勝手に利用されないよう保護する権利。

【判例】東京地判平成8(ワ)第11327号 キング・クリムゾン事件

有名ロックグループのグループ名や関係する音楽家の肖像を無断で使用して販売された書籍に対し、実質的なパブリシティ権に基づく販売製造の差し止め請求と損害賠償が認められた事例。

被告である出版社は、書籍は現代音楽の情報を集約して公衆に伝達することが目的であり、顧客吸引力の利用はその本質ではないと主張した。しかし判決では、この書籍に使用されたグループ名や写真について、それらが顧客吸引力として重要な役割を果たしているとして、著名人のパブリシティ権を侵害したと結論づけた。

(5) 商標権

商標法の一つで、商標法第4章に記載されている。キャラクターや企業のロゴなどを登録したいと考える際に関係してくる。

商標登録するには特許庁に出願し審査を受けることになる。審査内容は類似のものがあるか、役務(事業サービスの範囲)が重ならないか等である。

【目的】この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。(第1条)

【定義】この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合(以下「標章」という。)

であつて、次に掲げるものをいう。(第2条)

- 一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
- 二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）

【判例】東京高裁平成16(行ケ)第18号 「ひよこちゃん」審決取消事件(2)
特許庁は食品メーカーが登録出願した「ひよこちゃん」の商標を、同じく食品メーカーの「ひよ子」と混同されるおそれがあるとして、登録の拒絶をした。

その後の不服審査により、名称の類似と食品という役務は重なるが、お土産品として著名である「ひよ子」は菓子であり、「ひよこちゃん」のキャラクターをあしらった即席麺や廉価の菓子とは売り場も違い、明らかに区別できるため、「ひよ子」の商標権を侵害しないとして特許庁の判断を誤りとした。

(6) 個人情報の保護に関する法律

【目的】この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。(第1条)

【定義】この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。(第2条第1項)

この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。(第2条第2項)

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

2 参考となるホームページ

本マニュアルでは広報に関して必要な権利や事例を掲載しているが、それらについて、参考となるホームページを紹介する。

■広報全般

社団法人 日本広報協会 <http://www.koho.or.jp/index.html>

広報研究と普及、広報技術の向上を目的とした団体のホームページなので「広報Q&A」など、広報全般に関して非常に有益な情報が多い。

広報用語についてもお役立ちナビに「広報用語集」が掲載されている。

■著作権

社団法人 著作権情報センター <http://www.cric.or.jp/>

著作権Q&Aシリーズの入門知識には、著作権についてわかりやすく説明した「はじめての著作権講座」などがある。また「はじめての著作権講座Ⅱ」は市町村の広報と絡んだQ&Aが掲載されており、非常に役に立つ。このページの最後には判例が二つ記載されている。これらは申込みによる無料配布があるほか、PDFファイルでダウンロードし、試読ができるようになっている。

文化庁 <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html>

文化庁が著作権についてまとめたホームページで、次に挙げる著作権テキストを始め、著作権Q&Aや著作物の正しい利用方法、著作権関係団体の問い合わせ先と問い合わせられる内容等が掲載されている。

文化庁長官官房著作権課作成 著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/chosaku_text.pdf

こちらは文化庁が作成したテキストで、PDFファイルになっている。自由利用マークがついているので、コピーして無料配布することが可能である。著作権の勉強会などの際に利用できる。

■その他

内閣府大臣官房政府広報室 水に関する世論調査

<http://www8.cao.go.jp/survey/h20/h20-mizu/index.html>

平成20年6月に実施された「水に関する世論調査」の結果がまとめられたページ。水道水の飲用については「2. 水の利用に関する意識」に満足度、今後どうすべきか、飲み水の利用法が載っている。

3 広報用語の解説

(1) 用語解説

広報用語には日常業務でも使われるような言葉があるかと思えば、聞き慣れない専門用語があったりする。広報が多岐にわたり、紙面やデジタル等、媒体によって様々な用語が使われているが、ここでは比較的使われる語をピックアップした。

色校正

カラー原稿の場合に、色の出方をチェックすること。

キャッチフレーズ

標語のこと。「ロゴ」は文字全体のデザインを表す。

校閲

印刷物と原稿を照合し、その文字、内容をチェックし訂正する作業。

校正

印刷物と原稿を照合し、文字の間違いを訂正する作業。

校了

校正が全て終了しこれ以上訂正箇所がなくなること。

再校正

一度校正をし、訂正して印刷されたものを、再度校正すること。

責了

責任校了の略。校正の赤字が入っている状態で提出し、校正刷りを出してもらわず、校正部分の訂正確認を印刷会社に任せて校了とすること。

脱稿・入稿

脱稿は原稿を書き上げること。入稿は原稿を印刷所に持ち込むこと。

段組み

ページレイアウトで、文字列をいくつかの段に分けること。

トリミング

写真や画像の不要部分を削除して、構図を調整したり、必要部分だけ取り出すこと。
反対語はノートリミング。

トンボ

印刷物の中心や四隅を表す目印。

ニュースリリース

報道用として用意された資料、またはマスコミに対する資料提供。

ノンブル

ページ番号のこと。ページ数をカウントするがページ番号をつけないことは隠しノンブルと呼ばれる。

柱

レイアウトの際の見出しやタイトルのこと。

版面

完成前の印刷物は実際の書物より大きい紙に印刷される事がある。その際に、実際に文字やイラストが収まる範囲を版面という。

マージン

ワープロの用紙スタイルで上下左右に設定する余白のこと。また書物の欄外の余白部分。

約物

文字や数字以外の記号類を指す。括弧や句読点など。

落丁・乱丁

落丁は書物のページが抜けていること。乱丁はページが逆さまになったり、本来とは違う組み合わせになっていること

リード

文章の冒頭にくる導入部分。前文。

割り付け

レイアウトのこと。

CMYK

印刷物の色の表現方法。藍色 (Cyan)、深紅色 (Magenta)、黄色 (Yellow)、黒 (Key note) の頭文字で、この4色を組み合わせで様々な色が作り出される。本来は色の3原色として、C、M、Yの3色で黒が作り出されるはずであるが、実際は混色すると濁った黒になるため、黒が色調 (Key note) として追加されている。

パソコンやデジカメの画像は、光の三原色であるRGB (R:赤、G:緑、B:青) で表現され、印刷する際にはRGBからCMYKに変換される。

DTP

Desktop Publishing の略で、机上出版と訳される。印刷物のデザインやレイアウトなどをパソコンで行い、電子データを直接印刷できるばかりにして、印刷所に持ち込み印刷すること。またはそのシステム。

4 IT 関連用語

(1) 用語解説

情報技術関係にはコンピュータやデータ通信、インターネットなどの様々な専門用語が関わってくる。身近な言葉となっているものも多いが、カタカナ語が大量にあるので、感覚ではわかっているが他人に説明しにくいものもある。簡単ではあるが、ここに一部を紹介する。

アクセス解析

ホームページ閲覧者の状況を把握、分析し、ユーザーに合ったホームページの作成に役立てる。分析により、以下のようなことが判る。

- 閲覧者分析（ホスト名、国、都道府県、組織、リピータ比率など）
- 閲覧者アクセスページ分析（訪問者数、訪問者追跡）
- 閲覧者の時間別アクセス分布
- 閲覧者のアクセス分析（リンク元サイト、検索キーワード、使用した検索エンジン）
- 閲覧者の使用したOS/ブラウザ分析（ブラウザ、表示言語、OS）

インターネット

世界中のコンピュータが接続されているネットワークのことで、インターネットプロトコル（Internet Protocol = IP）技術を利用して相互接続されたコンピュータネットワークを指す語である。

ウイルス

コンピュータウイルス（computer virus）とは、コンピュータに被害をもたらす不正なプログラム的一种で、Eメールに添付ファイル形式で広まることが多い。中には時限爆弾式に一定の日付で発動するものもある。

拡張子

ファイル名にあるドット「.」の後ろにファイルの種類が認識できる文字列のこと。これを見ることによって、どのソフトで使用すればよいか、また解凍が必要かがわかる。

例えば、

- バックアップファイル bak
- JPEG JPG または jpeg
- HTML ファイル htm または html
- LHA形式で圧縮されたファイル lzh
- Word形式で保存したシート doc
- Excel形式で保存したシート xls

○ZIP形式で圧縮されたファイル zip

グローバルナビゲーション

Web ページの上部に、サイト内の主要コンテンツへ移動できるリンクバーをまとめたもの。

検索エンジン

キーワードを入力し、インターネット上にあるホームページの中から入力したキーワードと一致するページ若しくは該当するページを検索する。よく知られたものとして Google、yahoo などがある。

サイト

ある一定のテーマにそって構成されている Web ページ群。

Web ページ群のトップ画面をホームページという。

スクロール

パソコン画面上に表示しきれない部分を上下左右へ移動させ見る動作のこと。ウインドウ環境では、ウインドウの右辺や下辺に表示されているスクロールバーをマウスで操作して画面をスクロールする。

電子メール

Eメールといわれており、インターネット上でやりとりされているメールのこと。画像や文書データなどを添付し送ることが可能で世界中に時差なく、瞬時に相手に届けることができる。

バナー広告

Web ページに広告主がデザインしたバナーを掲載し、リンクをかける。

バナー広告では、ユーザーのアクセス回数を把握し、紙面上の広告では把握できなかった部分を調べることができる。

ブラウザ

ホームページ閲覧に使用するクライアントソフト。米マイクロソフトの「Internet Explorer」と米ネットスケープ・コミュニケーションズの「Netscape Navigator」が代表格的なソフトウェア。この他にも、アップルコンピューターの「Safari」などがある。

ホームページ

インターネット上で公開されている Web ページのトップ画面のこと。

メールアドレス

インターネットのネットワーク上で送られる電子メールのアドレス。

例) cho-sa@jwwa. or. jp 「-」→ハイフン、「@」→アットマーク、「.」→ドット

文字化け

コンピュータが言語の解析に失敗し、解読不能な文字列を表示させること。

リンク

インターネットで、ある Web ページから別の Web ページへ移動できるようにさせること。「リンクを貼る」などと表現する。

ADSL

電話回線を使って高速データ通信を可能にする通信方式。

BBS

電子掲示板のこと。(Bulletin Board System の略)

Web ページにおいて、閲覧者同士が書き込みを行ってコミュニケーションが取れる。

blog

Web/log を縮めた略語。「ブログ」と読み、一般に、日記を書くシステムで、定期的に更新されるもの。

Cookie

ユーザーがホームページを訪問したときに、Web サーバーがユーザーの情報を保存する文字列情報のこと。主に、ショッピングサイトなどで多く使われている。

d p i

1 インチ当たりのドット数のこと (dot per inch の略)。

スキャナーの読み取りやプリンターの印刷時など、解像度を 1 インチ (25.4mm) 幅に並べられる点 (ドット) の数で表した単位。72dpi や 150dpi 等と表示される。数字が大きいくほど、より精細に表示できる。ただし、数値が大きくなるほど画像のファイルサイズも大きくなる。

Flash

Web ページにアニメーションを表示させることができる、米マクロメディア社製の制作ソフト。

HTML

Web ページを作るための記述言語で、「<>」(ヤマカッコ) で囲まれるタグと呼ばれるコマンドをテキスト中に組み込んで記述する。

OS

operating system のことで、コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアで、基本ソフトウェアである。代表的なパソコン用の OS には、Windows、Mac OS などがある。

URL

インターネット上にあるホームページなどの情報の所在地。(Uniform Resource Locator の略)

http://www.jwwa.or.jp のように、「手段」と「場所」を「:」(コロン) でつないだもの。

5 広報紙等への広告掲載

広報紙やホームページのスペースに余裕がある場合は、その部分を広告用に活用し、収入を得る事もできる。スペースを有効に使う手段である。

(1) バナー

バナー (banner) とは英語で「旗」や「宣伝用のたれ幕」という意味がある。その名前のおり、ホームページ上にある小さな長方形の画像などのことを指す。画像にはリンクが張っており、そこをクリックするだけで該当のページに行くことができる。

要するに普通でいうならばリンクなのだが、普通のリンクとの相違点は、画像であるということ、文字だけのリンクよりも、視覚的に訴えることができる利点を持つ。水道事業体のバナーならば、蛇口のイラストが描いてあれば、すぐにわかる。水道事業体のホームページが自治体のホームページと別になっている場合はバナーで水道事業体のページへのリンクを張っておくとわかりやすい。

また、視覚的に目立つ事を利用して、ホームページ上にバナー広告の欄を設け、1枠の金額を決めて広告収入を得る方法もある。

(2) 広報紙や封筒への企業広告の掲載

広報紙の作成時に空きスペースができた場合、そこを住民へのお知らせ等で埋めるのもいいが、中には広告を掲載する水道事業体もある。広告には地元企業や市町村の名産品、観光名所などが考えられ、文字が中心となりがちの広報紙に広告の写真などが入ることによって堅いイメージが和らぐことがある。

水道事業体の封筒に関しても、水道事業体の住所等が入るスペースに広報のキャッチフレーズを入れるだけでなく、裏面に広告を入れるなども考えられる。

(3) 他業種団体との連携

これは広告ではなく協力による連携という形になるが、例えば上下水道の広報紙は一体となっているものが多いが、もし下水道事業が独自に広報紙を出しているならば、相互に広報スペースを設け、必要な広報を行ったりできる。また水道に関連する行為の他業種（例：洗剤、石けん、薬、歯磨き、茶葉等）との相互広報を考えてみる。このような他業種と連携することで、水道事業体だけではカバーできない範囲に広報の効果が及ぶこと

が期待できる。この場合、広報費は折半にするかお互いの利益を考え無償にする等、よく話し合っ決定する。

6 全国のおいしい水道水ボトルウォーター一覧

No	地方支部	水道事業体名	製品名称
1	北海道	札幌市	さっぽろの水
2		小樽市	ボトルドウォーター「小樽の水」
3		旭川市	あさひかわの水
4	東北	青森市	ブナの雫
5		八戸圏域水道企業団	がんじゃの湧水
6		山形市	やまがたの水
7		秋田市	あきた藤倉ものがたり
8		盛岡市	盛岡の水っこ
9		喜多方市	ボトルドウォーター「喜多方の水」
10		須賀川市	すかがわの清流水 (ボトルドウォーター)
11	関東	東京都	ペットボトル「東京水」
12		武蔵野市	武蔵野市の地下水「水・好き」ペットボトル
13		横浜市	「はまっ子どもし」 (道志の森の清流水)
14		川崎市	生田の天然水 恵水 (めぐみ)
15		神奈川県	ペットボトル水「さがみの水」
16		小田原市	小田原の源水 水のきらめき
17		座間市	座間の水
18		神奈川県内広域水道企業団	ウォーターくん
19		さいたま市	さいたまの水
20		川越市	川越の水
21		新座市	新座の元気「森透水」
22		越谷・松伏水道企業団	越松深水
23		群馬県	群馬の水
24		桐生市	桐生川の源流水
25		太田市	非常用保存飲料水

26		宇都宮市	うつのみや泉水
27		足利市	足利の自然水
28		栃木県	「那須・深山の水」 「清流鬼怒の水」
29		小山市	思の泉
30		日立市	ひたちの水
31		水戸市	水戸の名水 黄門さん
32		甲府市上下水道局	甲府の水
33		草加市	草加井水
34	中 部	名古屋市	災害用備蓄飲料水「名水」
35		愛知県	あいちの水
36		愛知中部水道企業団	木曾川源流水
37		四日市市	泗水の里（しすいのさと）
38		静岡市	静岡の水
39		静岡県	「柿田川の水」 「天竜川の水」 「はいなんの水」
40		富士市	富士山の地下水 100% 「富士市の水」
41		沼津市	柿田川の湧水
42		藤枝市	藤枝の水
43		岐阜市	清流 長良川の雫
44		福井市	おいしいふくいの水
45		小松市	白山水流
46		富山市	富山の水
47		射水市	いい水射水
48		高岡市	高岡の水
50		新潟市	新潟のおいしい水道水 柳都物語
51		三条市	千年悠水（せんねんゆうすい）
52		関 西	大阪市
53	大阪府		大阪府営水道の水
54	堺市		災害用備蓄水
55	枚方市		きらり枚方～天の川のしずく～
56	河内長野市		河内長野ウォーター
57	京都市		京の水道 疏水物語
58	神戸市		神戸の水だより～布引～
59	伊丹市		伊丹郷の水
60	奈良市		自然流下一万メートル

61	中国・四国	広島市	飲んでみんさい！広島の水
62		福山市	ばらのまち福山の水
63		広島県	保存用水道水（備蓄資材）ペットボトル
64		岡山市	ごっくん桃太郎おかやまの水
65		下関市	「ああ！関露水」
66		宇部市	カッタ君のふる里 うべの水
67		防府市	淡如水
68		岩国市	大吟浄の水
69		柳井地域広域水道企業団	保存用水道水
70		米子市	よなごの水
71		松江市	水郷松江 古代水
72		島根県	しまねの真水
73		出雲市	出雲神話原水
74		九州	福岡地区水道企業団
75	別府市		湯浴み水
76	長崎市		長崎の水
77	佐世保市		佐世保の水
78	諫早市		いさはやの水
79	熊本市		熊本水物語
80	延岡市		天下一の水
81	那覇市		那覇市のおいしい水道水
82	沖縄県		美しい海から豊かな水を

出典：日本水道協会HP「安全でおいしい水道水推進運動」（H20.9現在）